

特定非営利活動法人これからの葬送を考える会九州 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人これからの葬送を考える会九州という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市下宗方901番地の1に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に対して、家族だけでは担いきれなくなっている死や葬送を共に考え、多様化の尊重と葬送支援の事業を行い、尊厳ある死と葬送の実現をめざして、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 多様な生き方を支える葬送の普及活動
- (2) 死と葬送に関する支援活動
- (3) 調査・研究、出版活動
- (4) 学習会、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。以下特定非営利活動促進法を「法」とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人を運営する個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した事業活動を支援してくれる個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して経済的援助を目的として入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
 - (2) 個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認める時には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時には、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 4 一般会員、賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、当該会員に対して、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、業務を遂行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する、重大な事実があることを発見した場合、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が集結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により就任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が、欠けたときは、延滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該理事を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により解任する場合には、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員に、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

- 第21条 本会は顧問を3人以内で置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、特に定めない。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告および活動決算の承認
- (3) 事業計画および活動予算の決定ならびにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務、報酬
- (5) 入会金および会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入により償還される短期借入金は除く。後に掲げる第51条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及合併、解散における残余財産の帰属
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他、運営に関する重要事項

(開催)
第25条
2

通常総会は、毎年1回開催する。
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
第26条
2
3

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30以内に臨時総会を招集しなければならない。
総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第27条
(定足数)
第28条
(議決)

総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第29条
2

総会における決議事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする
総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権)
第30条
2

正会員の表決権は、平等なるものとする。
やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、次条第1項第2号および第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第31条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員数および出席者数（書面表決者および表決委任者がある場合、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)
第32条
(機能)
第33条

理事会は、理事をもって構成する。

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を定める。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)
第34条

理事会は、通常月1回開催する。次の各号に該当する場合は、臨時に開催する。

- (1) 理事長が、必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)
第35条
2

理事会は、理事長が招集する。
理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を開催の5日前までに通知しなければならない。
3
臨時理事会は、前条第2号及び第3号による請求があったときは、その日から15日以内に招集される。

(議長)
第36条
(議決)
第37条
2

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
理事会における議決事項は、第35条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)
第38条
2

各理事の表決権は、平等なるものとする。
やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3
前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4
理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第39条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2
議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)
第40条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金および会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の管理)
第41条
(会計の原則)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条
(事業計画および活動予算)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条
(暫定予算)

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2

前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)
第45条
2

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。
予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)
第46条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て規定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告および決算)
第47条

この法人は、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2
決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第48条
(臨機の処置)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続きの決定による解散を除く)したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に定める。

役名	役員名
理事長	小出 真理子
副理事長	佐藤 義博
理事	佐藤 信義
	幸重 康子
	菊地 泰啓
	武宮 律子
	永石 美穂
	赤峰 由香
	阿部 豊志
監事	武宮 伸二郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から次年度の3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず設立総会において定める。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から

平成20年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

- | | | |
|---------|-----|-----|
| 1) 正会員 | ・・・ | 0 円 |
| 2) 特別会員 | ・・・ | 0 円 |

(2) 年会費

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1) 正会員 | ・・・ | 3,000 円 |
| 2) 特別会員 | ・・・ 1口 | 5,000 円 |

附則
この定款は、大分県知事の認証の日（平成 年 月 日）から施行する。ただし、第54条の貸借対照表の公告については、平成30年10月1日から施行する。